

(1) 計画の目的

流域別下水道整備総合計画（流総計画）は、環境基本法第16条に基づく水質環境基準の類型指定がなされている水域について、下水道法第2条の2に基づいて策定する当該水域に係る下水道整備に関する総合的な基本計画です。

河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するために、下水道に与えられた役割を最も合理的、効果的に実施するよう下水道整備の優先度及びその根幹的施設の配置、能力、構造などを定めています。

このため、流総計画区域内の個別の公共下水道及び流域下水道の事業計画は、この流総計画を上位計画として、これに適合するように定めなければなりません。

(2) 計画の内容

計画の策定にあたっては、

- I 地形、降水量、河川の流量その他の自然的条件
- II 土地利用の見通し、水利用の見通し
- III 発生汚水量及びその水質の見通し
- IV 下水放流先の状況
- V 下水道整備に関する費用効果分析

I～Vの事項を勘案し、次の事項を定めています。

- ① 下水道の整備に関する基本方針
- ② 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域
- ③ ②の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力
- ④ ②の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位

(3) 計画の策定状況

各流域別下水道整備総合計画の概要は以下のとおりです。

名称	目標年次	関係市町村数	関係市町村	流域面積	国土交通大臣の同意
大和川 流域別下水道 整備総合計画	令和7年	26市町村 (12市13町1村)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、 天理市、橿原市、桜井市、五條市、 御所市、生駒市、香芝市、葛城市、 宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、 安堵町、川西町、三宅町、田原本町、 高取町、明日香村、上牧町、王寺町、 広陵町、河合町、大淀町	712.47km ²	平成17年7月29日(当初) 平成22年8月19日(第1回変更)
木津川 流域別下水道 整備総合計画	令和7年	7市村 (4市3村)	奈良市、天理市、生駒市、宇陀市、 山添村、曾爾村、御杖村	617.20km ²	平成22年8月19日(当初)
紀の川 流域別下水道 整備総合計画	令和2年	11市町村 (3市4町4村)	五條市、御所市、宇陀市、高取町、 吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、 天川村、川上村、東吉野村	832.87km ²	昭和56年6月19日(当初) 平成10年9月11日(第1回変更) 平成17年11月10日(第2回変更)

